

近世村落の社会結合と民衆運動：天保三年，武州橘樹郡南加瀬村門訴一件を中心に

白川部，達夫 / SHIRAKAWABE, Tatsuo

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

43

(開始ページ / Start Page)

54

(終了ページ / End Page)

77

(発行年 / Year)

1991-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011103>

近世村落の社会結合と民衆運動

——天保三年、武州橋樹郡南加瀬村門訴一件を中心に——

はじめに

天保三年（一八三二）十一月五日の夜更け、江戸へ向かっていく、五〇名ほどの集団があった。彼らは、武州橋樹郡南加瀬村の百姓で、領主の旗本倉橋氏に年貢のことで、門訴を行なおうとしていたのである。

近世を通じて、関東の旗本領の百姓が、江戸の領主屋敷に押し掛け、年貢の減免を歎願するということは、数多くあった。だから、百姓たちが門訴を行なったこと自体は、ここでは問題ではない。今日、この門訴事件がわれわれの注意を引くのは、事件の後、行なわれた取調により、詳細な口書が残され、一揆の形成過程と百姓の日常的な社会結合とのかかわりを理解する、いくつかの手掛りがえられるた

めである。⁽¹⁾

近世の民衆運動史研究は、民衆の意識や行動様式の独自性を、既成の概念にとらわれず、あるがままにとらえることから出発して、近世社会の質を照射するという視座をとることで、大きな成果をあげてきた。その場合、生活者である民衆がどのような過程をへて、蜂起へいたるということが、もっとも主要な課題の一つとして設定された。やよいい古された言葉でいえば、それは日常生活から蜂起の非日常的世界への転換の意味を問うということになる。その問いかたは、さまざまに設定することが可能であるが、当面民衆がもっていたり、彼らをとりまいている意味の世界の解明に力が注がれたのは当然であった。⁽²⁾

ところで、研究が深まるにつれて、こうした意識の分析

白川部達夫

にとどまらず、民衆が形成している社会結合のあり方にまで、視野を広げることが要請されるようになった。民衆が現実生きている生活過程の分析を欠いたままでは、意識過程の解明にも限界があることが自覚されてきたといえるかもしれない。

しかし生活過程へ分析を下降させるさいは、民衆運動から生活過程への分析を媒介するはずの民衆運動の組織の記録が、その非合法性から意識的に排除されていて、ほとんどえられないという制約があった。またなんといっても、民衆運動は非日常的行為には違いないので、簡単には日常的な生活過程と接点を見いだすことはできないという問題点もあり、研究の進展が阻まれてきた。

本稿でとりあげる天保三年（一八三二）の南加瀬村の門訴一件は、こうした点を、ある程度埋める手掛かりをあたえてくれる恰好の事例である。本稿では、門訴一件の経過を紹介しつつ、この問題を考えてみたい。

そのさい分析方向としては、門訴とその組織過程から、日常的な生活過程へと下降することにした。門訴一件は、百姓一揆ではあるが、通常われわれが描く百姓一揆像とはことなっており、広域性に欠ける、村的な闘争であった。したがって、大規模な蜂起のなかでこそ発展するような意

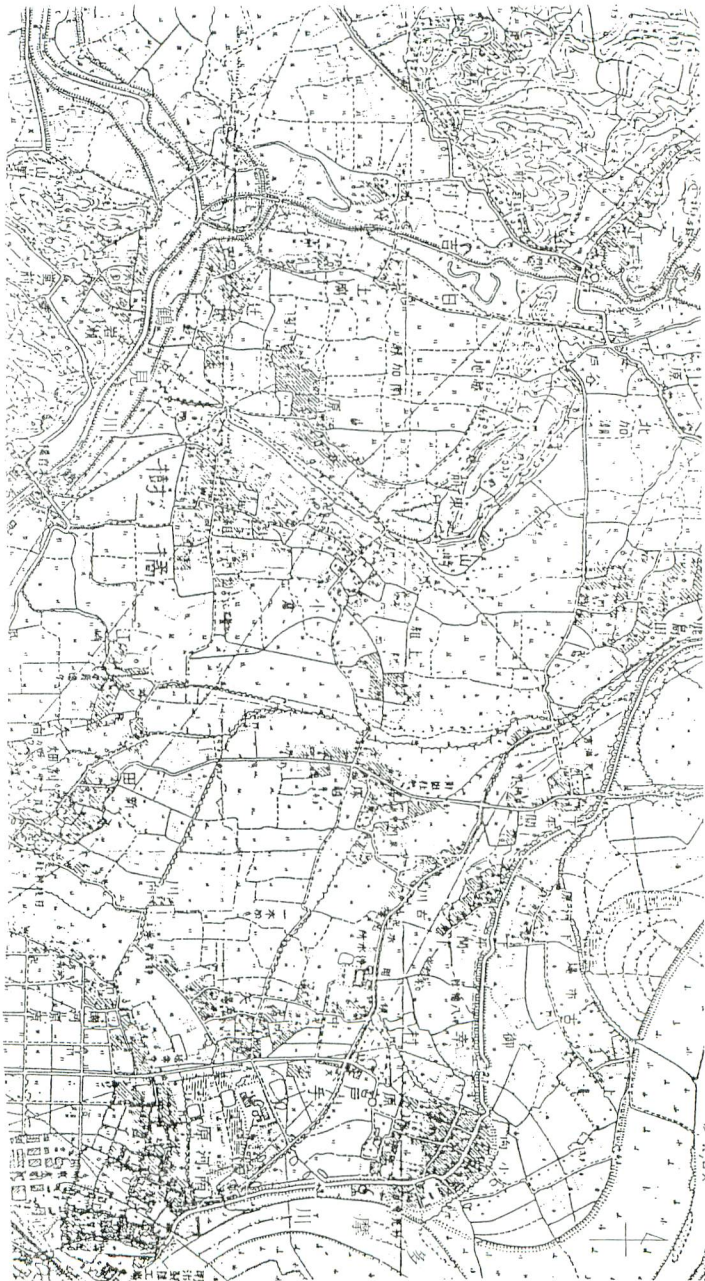
識や行動様式の展開も、村の世界の文脈のなかに未発のままで封じ込められている。この点で、一件に時代を象徴する意義を見いだそうとするのは、あまり意味がないし、また未発の契機を探りだし、位置づけるということもしない。ここではかえって、村の世界の文脈を重視し、門訴の分析を通じて、近世の村の社会結合のありように迫ることに努めたい。そのほうが村の機能に依拠するところが少なくなかった近世の民衆運動の理解に資するところが大きいと考えるからである。

一 南加瀬村と旗本倉橋氏

南加瀬村は、天保一四年（一八四三）の『村差出明細帳写』によれば、村高は七〇七石四斗二升、田畑反別八五町一九歩で、このうち田地が六六町四反七畝一歩という田勝ちの村であった。家数は一〇六戸、人数は五六一名であった。

村は、西を村に接して鶴見川が、やや離れて東側には多摩川が流れる河川にはさまれた位置にあった（図1参照）。鶴見川は川床が高かったため、これを用水として利用することができず、多摩川の二ヶ領用水を使用した。しかし二ヶ領用水の「用水元」は村から四里も上流であったので、

図一 南加瀬村 (大正6年測量2万5千分1)



用水事情は悪く、「水旱損勝」であった。いっぽう鶴見川は砂川でしばしば氾濫した。とくに南加瀬村は、鶴見川とその支流の矢上川との合流点に位置していたため、水害に悩まされ、川筋の水除などをめぐって、周辺村落と紛争が絶えなかった。⁽⁵⁾ また村は、原・辻・泥（どぶ）・東前・恋地など「図子」⁽⁶⁾（すし）と称する地区に分かれていた。これらの小地域は門訴の組織にあたって大きな役割を果たしたが、この点については、最後に検討したい。

村の生活については、明細帳では「農業之間、男女共糶も稼仕候、其外稼無御座候里方村にて、耕作一通り故、困窮村ニ御座候」と、水田耕作を中心とした村であることが強調されている。門訴一件では、江戸に出ている百姓や筏乗りの百姓がいたことがわかるから、江戸近郊農村として、ある程度、農間渡世が展開していたことが想像されるが、ここでは明らかにできない。天保五年（一八三四）四月の調査では、一〇五戸中、夫食のないもの三六戸、家族を養うだけの夫食の蓄えがあるが、販売する米穀のないもの三九戸、販売する米穀をもつもの三〇戸で、買喰いに近い状態のものが、かなり多くなっていることがわかる。販売できる米穀は一八三俵で、最大は二八俵三斗の百姓代、これに続くのが二六俵の名主で、以下一〇〜二〇俵が四名、

五〜一〇俵が二名、五俵以下が二六名となった。

南加瀬村の領主は一〇〇〇石の旗本倉橋氏で、わずかに四斗五升九合が幕領であるほかは、倉橋氏の一円知行地であった。倉橋氏が南加瀬村に知行を得たのは、『新編武蔵風土記稿』では「慶長二年に倉橋三郎五郎へ賜り、夫より引続き今も倉橋氏の知る所なり」と、慶長二年（一五九七）のことであったという。⁽⁷⁾ 倉橋氏の知行地は幕末には、南加瀬村七〇七石余のほかに、武蔵国橋樹郡矢上村に四九石余、都築郡上谷本村に五七石余、下総国和名ヶ谷村に二〇〇石余で合計一〇一五石余となっていた。⁽⁸⁾

年貢は南加瀬村の場合、天保五年（一八三四）の皆済状では、田畑ともに米納で、村高七〇七石四斗二升にたいし、三六〇石の定免で、これに山開畑年貢が一石五斗六升六合五勺が加えられた。本免だけで年貢率は、五〇・九％におよぶが、頻繁に「御用捨米」として減免が行なわれたようで、定免といっても定免額を基準にその都度、領主と農民の間の交渉の結果、「御用捨米」額が決められて、実際の年貢額が定まるというものであった。天保五年の場合、用捨米や村引きを除いて、二七一石余を年貢として納めており、村高にたいして三八・四％の年貢率となった。天保一四年（一八四三）の「村差出明細帳写」では、

一、御年貢之儀は、前々より時之相場にて、御払ニ相成申候、出水などにて悪米ニ相成候節ハ、安値段ニ被成下金納仕候

とあり、平年は村で取り集めた年貢米は地払いして、江戸旗本屋敷に納め、水冠のさいは値段を下げて、農民から代金納させた。

二 天保三年の門訴一件

天保三年（一八三二）、南加瀬村は鶴見川の増水の被害を受けた。とくに「窪地」の水冠がひどかったため、同村では、同地分の年貢の内、中・下米を水冠した悪米で上納することを願ひ出た。倉橋氏は、この頃、年貢を知行地の周辺の商人に入札で地払いしていたが、水冠のさいは、安い値段にして百姓から石代納させた。水冠で品質の悪くなった米を売ることが難しかったからである。しかし悪米を売り、年貢金を調達することの困難さは、百姓側も同様であるので、このような願ひが出たのである。これにたいし、倉橋氏側は水冠はさほど深刻なものではないとして、現米で納めるならば、上米で納入するよう命じた。名主がこのことを小前に伝えたところ、小前側は中米は上米で上納してもよいが、下米については窪地の悪米で上納するよ

うにしてほしいと願ったので、名主は一〇月二六日に再度倉橋氏に願ひ出た。

いっぽうこの間、領主側では他の払い米分の入札手続きを進めており、二六日に開札の結果、神奈川宿の才賀屋藤兵衛が一兩に九斗五升三合で落札した。そこで倉橋氏は窪地の年貢米一〇〇俵分については、この値段で金納し、下米については格別の配慮で兩に一石の割合で金納するように村方に命じた。一〇月二八日に名主が小前にこのことを伝えると、小前は下米一二六俵については受け入れたが、今度は上米値段は高すぎると主張した。また神奈川宿の藤兵衛も入札金額は兩に一石五斗三升の間違いであることを伝えてきた。二九日になって、藤兵衛より倉橋氏に訂正願ひが出されるが、倉橋氏は「不埒」としてとりあわず、藤兵衛はやむなく落札相場で、払い米を引き受けることにした。また南加瀬村の名主も小前の願ひを取り次いだが受け入れられなかった。結局、小前側も年貢を請けるということになり、名主は年貢を割り合って、納入が開始された。

しかし実際、納入が開始されると、不満が高まった。一月二日、辻図子の百姓彦七・伴角五郎・甚左衛門・伴富士之助が金納に出かけたところ、原の庄左衛門に呼び止められた。庄左衛門は泥図子のものが再度名主への出願とこれが

認められない場合の領主への直訴を計画しているので、金納に应じては「外々之障りニ相成候ては不宜候間、見合可致」と伝えたので、彼らは金納をやめ帰宅した。また三日の朝には、清三郎・金藏・武兵衛・藤七・吉左衛門らが、金納の日延べを名主に願ひ出た。この前後と思われるが、村役人側も、一九名の上納遅滞の百姓から託書を取り、上納を促進しようとしている。

こうした中で四日夜になって、彦七家で風呂がたてられたさいに、居合わせた彦七の伴角五郎と甚左衛門伴富士之助、清五郎が相談して、辻図子でも触れ出せば同意のものは出張するだろうということになり、泥図子の安左衛門宅へいって様子を問ひ合わせた。これが契機になって、辻・泥図子のものが心中となり原図子が加わって、領主の倉橋氏の江戸屋敷に直訴することになった。まず五〇名余の百姓が五日の夜、村内長延寺の薬師堂に集まって、議定を行ない名主宅に押し掛けた。名主は願ひは取り次ぐが、すでに年貢金納を請けたことでもあり、成功は難しいと小前を説得したので、小前側は予定通り、長延寺に引き上げ、一旦帰宅して、ただちに江戸へ向けて出発した。途中、桐ヶ谷の茶屋で休息をとり、訴状を作成して、江戸にはいり、虎ノ門の近くで、訴状を参加者に読み聞かせ、倉橋氏の屋

敷にいたって門訴した。

百姓は、倉橋氏の屋敷内に収容されたのか、門前で交渉したのかはっきりしないが、ともかく三日間、願ひを続けた。しかし八日になって、あとを追いかけてきた百姓代や江戸に出ていた有力百姓の掛合で、村役人より願ひを取り下げることにして帰宅し、結局門訴は失敗に終わった。取調の有免を願って、百姓新五郎が倉橋氏の組頭や勘定奉行所の御帳掛りに出訴するなどのことがあったが、幕府のとりあげるところとならなかった。その後の取調の結果、中心的役割を果たしたとみなされた庄左衛門・安左衛門・彦七伴角五郎・甚左衛門伴富士之助の四名が手鎖の上、押込、有免願ひを行なった新五郎が押込を命じられ、参加した四六名の百姓が御叱りの処分を受け、一件はともかく終息を見たのであった。

三 風聞・発頭人・重立

風聞 門訴一件の発端は、原の百姓庄左衛門が年貢金納に出かけた辻の角五郎と富士之助を止めたことにあった。角五郎・富士之助の口書では、このとき庄左衛門は、泥のものが米納の門訴をするといっているもので、その差障りになつてはいけなないので見合わすべきであると述べた。これ

にたいし、角五郎らは名主方にまず願ひ出て、受け入れられなければ、江戸屋敷に直訴するのがよいといい、数刻話し合つて、金納はやめて帰つたという。

庄左衛門は最初の取調で、門訴をするといった泥の百姓は茂右衛門・源左衛門・新太郎の三名で、また安左衛門からも不満を聞いたと、供述したため、それぞれにたいし取調が行なわれた。しかし茂右衛門ら三名は、一月一日に名主宅で金納の申し渡しがあつた後、帰りに名主宅の門口で、庄左衛門が自分は金納でもよいが各々は難儀するだらうというので、米を売つて金子を調達するしかないと答えただけで、それ以上の話はなかつたと主張した。また安左衛門は、事実無根で一〇月二九日に江戸へ出て一月三日の夜に帰宅し、四日も庄左衛門にあつていないと述べた。

取調が進んだ結果、閏一月になると庄左衛門は茂右衛門らの供述を認め、泥の門訴計画については「承り候儀にてハ無御座、私一身之存寄ヲ以」て角五郎らに伝え、安左衛門についても事件後のことを考え違ひしていたと訂正した。庄左衛門は「私儀老衰仕」ためにこのような間違ひを申し立てたと詫びたのである。

一揆の取調にあつて、参加者が自らの責任を回避するために、自分の果たした役割を極力小さく供述し、証言が

矛盾することはよくみられる。したがつて、この証言の食い違いについても慎重でなければならぬが、それにしても庄左衛門の言動は、「老衰」といわざるをえないような一貫性にかけるものであつた。

天保一四年（一八四三）の宗門帳では、庄左衛門は死去していて年齢を知ることではできないが、その妻は六二歳で存命であつた。とすると門訴一件当時、妻は五一歳で、庄左衛門は五〇歳以上であつたと考えられる。まだ記憶が混乱するほど「老衰」する年齢とも思われないが、その後、角五郎らが泥の安左衛門へ門訴を問い合わせに行つたさい、泥側にその準備がなかつたことは、多くの供述が一致している。庄左衛門は、角五郎らの金納を止めておきながら、自分は翌日金納を済まし、門訴にも参加した。原図子は、泥・辻とはことなつて、それほど参加強制は強くなかつた。しかし庄左衛門は最初、俵を出し、俵が印形をとり長延寺からもどつてくると、わざわざ自ら出向き連印を頼んで、名主宅へ出発まで、百姓義兵衛宅で酒を飲んでゐたという。いっぽう長延寺では一部に、発頭人たちと並んでいたという供述もある。また名主宅に向かつたさいは、頼まれて、沢吉伴龍太郎とともに、願ひの口上を述べる役目を務めるなど、その言動は首尾一貫しないところが多

い。

庄左衛門は、天保五年（一八三四）の飢饉のさいの夫食調査では、家族四人で米・麦各一俵をもち一応、夫食がある百姓に数えられてはいるが、金納に困難を感じないというほど富裕であったとは思われない。したがって庄左衛門が自分の期待を多分にこめて、角五郎らに事情を説明した可能性は高いのである。庄左衛門と角五郎らの話し合いは「数刻」におよんで行なわれたが、そのなかで、名主に訴えた後、直訴を敢行するという一件の基本構造が現われた。とすると南加瀬村の門訴一件は、期待にもとづいた不確かな風聞が百姓の話し合いの中で、真実味をおびるようになるという相互交流の過程をへて構想されたといえるであろう。⁽¹⁰⁾

発頭人 角五郎らは直訴計画の情報をえたものの、ただちに、門訴の組織化に進んだ訳ではなく、四日まで行動は起こさなかった。四日の夜になって、彦七家で「風呂相建候節」に、居合わせた彦七伴の角五郎と甚左衛門伴富士之助、清三郎が話し合い「当組之義も、一統え触出候へ、同意之者は罷出可申」となったことから、門訴へ向けての具体的行動が開始された。彼らは、まず辻図子の惣右衛門宅で伴の千代松に同道をもとめ、続いて善兵衛にも呼びか

け、途中新左衛門に出会ったのでこれを加えて泥図子に向った。泥図子では安左衛門宅を訪れて、計画を尋ねた。安左衛門は一〇月二九日より江戸に出ていて、三日の夜帰宅したばかりなので、事情を知らなかったが、角五郎らより直訴計画を聞いて「私組内之義も、触次差出し一同承知ニ候へ、長延寺薬師堂え五日夜寄合候」と答え、翌日になって門訴の具体的行動が開始された。

以上の経過から、途中で辻図子の一行に出会って同道を求められた新左衛門を除いて、一月四日の夜の関係者を門訴の発頭人と見ることができ。そこで彼らの性格を検討すると、彼らは何れも村役人ではなかった。また彦七家に「居合」させたという三名は、門訴一件のさいは二五歳の同年で、二名がまだ家督を継いではいなかったが、三名とも妻子をすでにもっていた。彦七家については不明であるが、天保五年（一八三四）の飢饉のさいの調査では、甚左衛門家は売るだけの米穀をもち、清三郎家は飯米を確保していた。彦七家についても風呂をもっていることから比較的余力のある家であったのではないかと思われる。しかし泥図子の安左衛門は風呂をもちながら、この年の調査では、飯米のないものの項にあがるので一概にはいえない。三名は同年で、境遇も似ていたから、相当気安い仲であっ

たのであろう。また彼らが、泥図子の安左衛門宅への同道を求めた惣右衛門伴千代松と善兵衛については、惣右衛門家は夫食があり、善兵衛はわずか三斗であるが販売できる食料があると計算されている。千代松も善兵衛も当時三三歳で角五郎より一段高年齢であった。泥図子の安左衛門は三九歳で、二五歳の角五郎らが話をつけるには、千代松や善兵衛の仲介が必要であったのであろう。安左衛門については、その性格がはっきりしないが、辻図子のものが彼に問い合わせたことを考えても、泥図子を取りまとめることのできる人物と目されていたことはまちがいない。彼は村役人ではなかったが、翌日触次をして泥図子のものを動員することに成功している。

重立 一揆においては、発頭人と重立が同じでないことが、よく見られた。発頭人は一揆の組織者ではあるが、一揆勢がいったん蜂起すれば、一揆集団自体の論理が機能して新たに重立が現れ、一揆を指導した。南加瀬村の門訴一件でも同様な事態が現われている。門訴を呼びかけた発頭人は、辻の彦七伴角五郎・甚左衛門伴富士之助・清三郎と泥の安左衛門で、これに風聞をながした原の庄左衛門を加えたものが発端の中心人物であった。

これにたいし、安左衛門宅の寄合、長延寺寄合の過程

で、まず泥の平内が重立として表面に押し出されてきた。平内は頭痛で、伴を出したが安左衛門に強要されて、自ら同人家へ出向き、その要求で、泥の連判状を書かされた。また長延寺寄合でも、泥・辻・原の連判状を書き、門訴の途中、桐ヶ谷村で休息したさい、門訴の趣意を述べた口上書下書を書いて、虎ノ門の前で参加者へ読み聞かせている。また沢吉伴龍太郎は、長延寺の寄合で名主方への申し立てを依頼され、庄左衛門と一緒に交渉を行なった。そして桐ヶ谷村で門訴の口上書が書かれるとこれを預かり、倉橋氏の屋敷では口上書を差し出している。

平内・沢吉伴龍太郎は、いずれも門訴勢が結集した後で、重立として前面に出てきたものたちである。平内家は、寛政期より文化期まで名主を勤めた家柄であった。天保五年（一八三四）の調査では、家族五人で米麦各一俵の夫食をもっているが、家勢は衰えていたのであろう。一件のさいの当主は養子で立場が弱く、大勢に逆らって参加を拒否することができなかったと弁解しているが、発頭人たちは彼を重立に入れることで、その権威を高めようとしたといえる。またその文筆能力も当てにされたが、桐ヶ谷村で領主に提出する口上書を書いたときは、悪筆なので居合わせたものに清書してもらったという。沢吉伴龍太郎につ

いては、最初、辻の発頭人たちは、龍太郎に依頼して、名主への申し立てや倉橋氏への門訴の口上書の提出を行なったと述べたが、やがてそれは「余人」へ難儀をかけないためで、「私共より、相頼候義、毛頭無御座候」と否定しており、本人がどの程度、積極的に一件に関与していたかは、はっきりしない。沢吉家も享和元年（一八〇一）には組頭を勤めており、天保五年（一八三四）の調査では、八俵二斗の販売する食料があるとされた。一件の時の当主は、平内の伯父にあたり、江戸に出ていて不在であったが、事件を聞いて百姓の婦村に努めており、有力な人物であった。その伴として、龍太郎は名主・領主との交渉などに、前面に押し出されたのである。

このように門訴勢の結集の後に、重立として現われたものたちは、村役人を勤めた家柄で、その家柄の高さからくる社会的能力の故に、重立になったのだといえる。

四 風呂立て・言継ぎ・百姓仲間

風呂立て 門訴の具体的行動が、彦七家の風呂に入りにした同輩のもの話し合いから開始されたということは、百姓の日常生活での結合のあり方と門訴とのかかわりを示して興味深い。五日の長延寺の寄合に先立って、泥図子では

百姓が安左衛門家に集まったが、このさい同家でも風呂がたてられた。百姓武兵衛は「安左衛門へ風呂相建候ニ付、参り候て休居候処、当組之者追々参り」と門訴に参加した事情を述べている。風呂に入りに行ったところ、一件に巻き込まれたというのは、武兵衛の言い訳であろうが、彼が日常、安左衛門宅に風呂を貰いにいったことは事実と思われる。おそらく安左衛門は、門訴でしばらく帰宅できないことを予測して、風呂をたて、日頃、貰いにくるものも入れたのであろう。

風呂をたてると、周囲の親しいものが貰いにき、風呂あがりに世間話が行なわれる。風呂はこうした百姓相互の情報交換や交流の場でもあったが、南加瀬村の門訴一件の場合、これが門訴への転機になったのである。

風呂の施設が、近世後期の江戸周辺の農村にどれくらいあったか、またその利用状況がどうだったかという点については、判然としない。文政七年（一八二四）の武蔵国埼玉郡下蓮田村では、七六戸中二二戸に「湯場」の施設があった⁽¹⁾。村の総戸数の約三〇％が風呂の施設をもっていたことになる。その特徴を見ると、一寺と名主の家一軒は湯場が母屋に構造的に組み込まれているが、他は土間の外におかれた馬屋に付属しているものが一七例、土間の外に直接

付属しているのが三例と、母屋の外に付属するものが多かった。また家屋が大きいものに湯場があるとは限らなかった。湯場の施設が無くとも、湯を沸かして土間や屋外で湯に入ることはできるので、湯場がどうしても必要ということではない。火事への配慮や労働の内容などが、湯場を建築するかどうかの判断に、関係したのであろう。

風呂の利用については、長塚節の小説『土』⁽¹²⁾にその描写がある。『土』は明治四三年（一九一〇）に「東京朝日新聞」に掲載された小説で、長塚節の故郷である常陸の鬼怒川ぞいの農村の明治後半期の状況を写實的に描いたものである。ここでは貧しい小作人の主人公の妻が子供をつれて、東隣の地主の主人の家へ風呂を貰いに行っている場面がある。主人公の妻は、地主の家は遠慮があるので、いつもは少し遠くとも他の家に行くのだが、その日は、二三軒歩いてみても、どの家にも風呂が立たないので、しかたなく主人の家に行ったという。風呂を貰う家は、主家・隣家などに特定されているわけではなく、数軒の気安い関係の家をあててに行くというものであった。富裕な地主はともかく、普通の百姓の家で、毎日風呂を立てることは難しかったと思われるから、頼みやすい家を数軒もっている必要があったであろう。また村内に風呂の施設が多くなれ

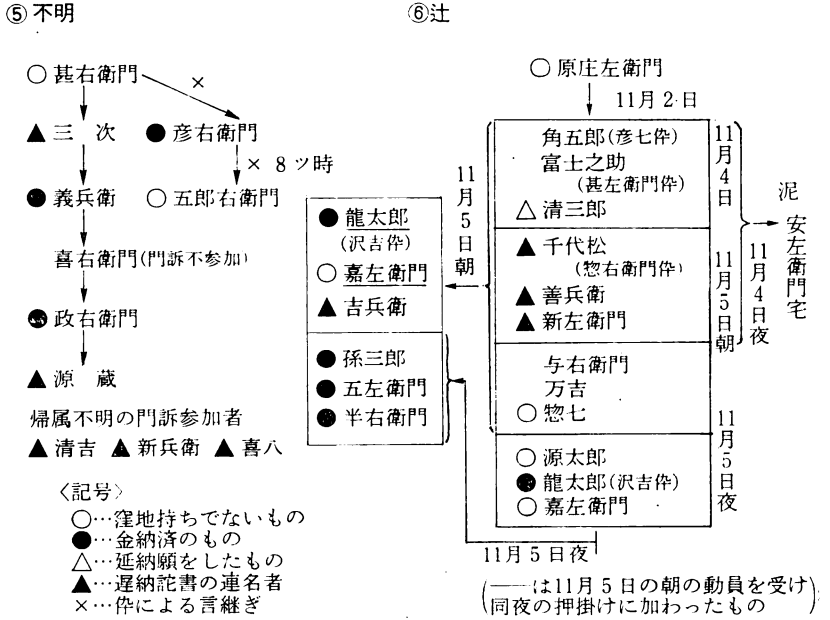
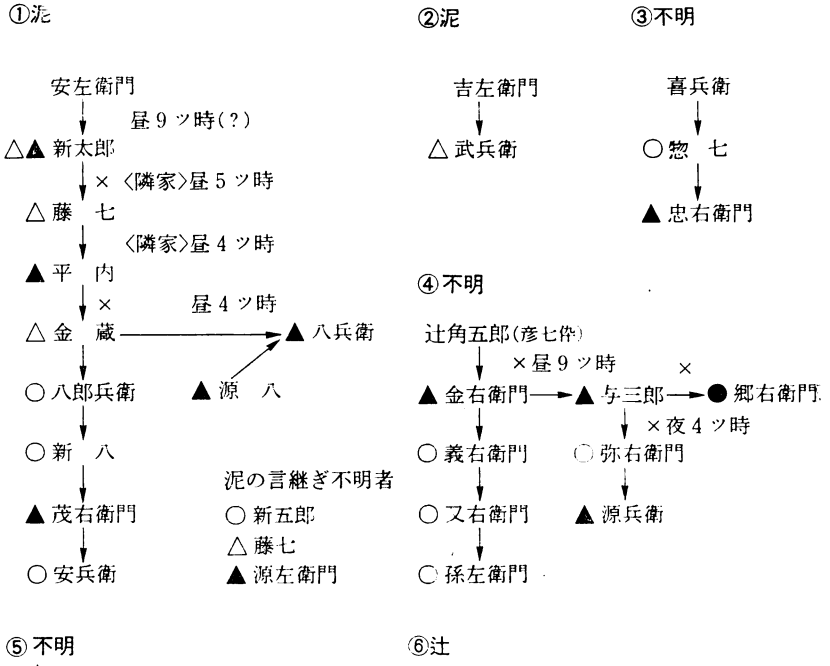
ば、その関係も主家の支配から比較的自由なものになったに違いない。彦七家の風呂が立ったさいに、若い同輩のものが門訴の相談をしたというのは、この風呂をめぐる社会関係が開かれたものであったことを想像させるのである。

言継ぎと押し掛け 門訴の動員は、図子ごとに行なわれたが、その方法は言継ぎと押し掛けとに分けられる。史料によって、これを復元してみると、図2のようになる。⁽¹³⁾原図子については、門訴の中心人物がいなかったためか、だれが図子に属する百姓か、ほとんど確認できないが、大体の傾向は読みとることができる。門訴では、泥図子は言継ぎにより動員を行い、おそらく、原図子もそうであったと思われる。また辻図子では、発頭人たちが「大勢」で一戸ずつまわって、参加を強要する押し掛けによる動員を行なった。

言継ぎについては、泥図子の場合が実態をよく伝えているので、この点から検討していくことにする。泥の安左衛門は、一月四日の夜、辻の角五郎から申し入れがあると、翌五日の朝、隣家の新太郎に相談した。新太郎は「一同之義ニ候ハ、承知」と答えたので、組内に「触次」を出すことにした。触次の方法は、口頭で家継ぎに用件を伝えるもので、「言継」と称している。⁽¹⁴⁾安左衛門から出た言継

図2 門訴の組織過程

近世村落の社会結合と民衆運動（白川部）



〈記号〉
○…窪地持ちでないもの
●…金納済のもの
△…延納願をしたもの
▲…遅納託書の連名者
×…伴による言継ぎ

ぎは、①のように次々と一〇名に伝えられた。泥図子に所属していた②の吉左衛門・武兵衛についても、誰から伝えられたか、言継ぎ関係が復元できないが、恐らく、安左衛門から出た伝達経路にあったと思われる。③については所屬を知る手がかりはなく、④・⑤については、一部に原図子ではないかと見られる記述がある。

①では安左衛門から平内までは「隣家」であったことがわかり、言継ぎは隣家関係を通じて行なわれた。もっとも民俗学の成果によれば、単純にその家の隣が隣家なのではなく、言継ぎの順が隣家と意識され、これを基準に隣家の共同組織が形成されることがあるというから、必ずしも地理的な関係ではなかった。

言継がれた内容は藤七の口書きには「悪米願之義ヲ名主方迄相願、若取用無之候へ、御屋敷様へ願出候積り、尤夜ニ入、長延寺薬師堂え寄合名主方へ参り候由、申来たり候」とあり、安左衛門と辻図子の角五郎らとの話し合いにそったものであった。つぎの平内の口書きでは「晩程、悪米願ニ付、役元迄参り、若聞届ケ無之候へ、御屋敷様え御願可申上由」となっている。長延寺寄合の項がないが、これは平内から次のものへは伝わっているので、省略されているのであろう。基本的には、藤七が言継がれた内容

が、伝わっている。いっぽう金藏は「晩方印形持参にて、長延寺へ寄合可申」と平内から言継がれ、さらに八郎兵衛は金藏から「印形持参にて、長延寺寄合、尤安左衛門落合之積り」と伝えられたという。悪米願の項が消え、印形持参と安左衛門方落合の項目が新たに加わっている。

印形の必要については、安左衛門の口書によれば、五日の朝、新太郎と相談して触次を出した後、辻図子の角五郎らから、辻図子が爪印の連判をとったと聞き、「私組内之義も、連印にて取極可申」と答えたことから始まっている。しかし角五郎らは「名主方え参り掛け、印形持参にて、長延寺薬師堂え一同相揃可申」と安左衛門から伝えられたとしており、まったく反対になっている。安左衛門の口書を信じれば、印形持参の項は言継ぎの途中で、その必要が起きて、追加された項目であるといえるし、角五郎らの口書にしたがえば、初めから言継ぎの内容に含まれていたことになる。印形については、新太郎の口書には記述がないが、藤七は安左衛門から連判を求められて、自宅へ取りに戻っているし、平内も持参していなかった。しかし金藏・八郎兵衛は印形持参で出かけている。言継ぎの発生源に近いものが印形を持参せず、遠いものが持参したということは、途中で、この項が追加されたことを思わせる。

いっぽう安左衛門宅で落ち合うという件について、安左衛門は自然と集まったといい、自分が言継ぎで組織したのではないとしている。新太郎は本当に知らなかったらしく、安左衛門が遅いので迎えに行くと、すでに出た後だった。隣家で行き違うことも考えにくいので、おそらく長延寺へ向かったのである。藤七も長延寺へ行こうとして、安左衛門宅前で呼び込まれたといい、平内もほぼ同様であった。つまり新太郎・藤七・平内の三名は、安左衛門方で落ち合うことを言継がれていなかったのではないかと考えられるのである。

安左衛門方での落合いの項については、安左衛門がとくに指示しなくとも、言継がれている間に、長延寺に出かける途中で、同人宅に立ち寄って様子を聞いて行こうという合意が生まれ、追加されたということも考えられる。この点では、悪米願の手順が省略されて行くのと、逆に安左衛門宅での落ち合う項が生じることが注目される。これは単に史料記載の不備なのではなく、悪米願の手順まで、正確に口頭で伝えることが難しかったため、悪米願の項が次第に省略され、替わりに言継ぎの出所である安左衛門宅へ、出がけに立ち寄って事情を確かめて行くという項が生じたためだったのではなからうか。

言継ぎで確実に伝えることのできる内容が、普通、日時と会合場所だけといった、かなり簡単なものであったらしいことは、経験者からの聞き取りでもわかる。⁽¹⁵⁾こうした事件のさいの言継ぎでは、言継ぐもの同士が相互に相談をしたり、情報を交換していたであろうから、ある程度、追加や内容の変更が生じることもあったのかも知れない。いずれにせよ言継ぎの伝達手段としての特質から、解かれるべき問題である。

原図子については、詳細は不明であるが、④と⑤に、原図子と思われるものが含まれている。④では、与三郎が「途中」で金右衛門より「泥・辻一同長延寺寄合之由」を聞いて、弥右衛門・郷右衛門へ言継ぎを行なっている。口書が供述に比較的近いとすると、「泥・辻」と述べている以上、与三郎はそれ以外の図子に属していることが前提になった発言といえる。金右衛門については、辻の角五郎から「悪米願之義、どぶにてハ取極候由」と伝えられたといい、これだけでは、金左衛門がどの図子に属するかはつきりしない。しかし辻図子の動員は言継ぎではなく、大勢で押し掛けて同意を求めるといったものだった。金左衛門は、原図子に属したため、角五郎は連絡をするにとどめたのであろう。⑤では五郎右衛門の口書に「悪米願義、辻図子ニ

てハ、有増取極候趣」と甚右衛門より彦右衛門をへて、言継がれ、「近所え咄し呉候」と頼まれたという。とするとやはり、⑤も原図子であった可能性が高い。

言継ぎの担い手と速度についてみると、担い手では、当主ではなく伴が多く言継ぎに出ていることが注目される。門訴についても、伴が代理に出されることがあるが、本来は当主が出るべきであると考えられていた。したがって⑤の彦右衛門のように、言継ぎは伴に命じて、門訴には自分で出かけるということも多かった。日常的には、言継ぎは適當年齢に達したものが家内にいれば、そのものが行くことが多く、必ずしも当主である必要はなかったであろう。

いっぽう言継ぎの速度はどのようなものであったかという点を示す記事が断片的ながらあたえられている。①の泥図子の場合、新太郎から藤七へ言継がれたのが、朝の五ツ時（八時頃）で、平内・金蔵へは四ツ時（一〇時頃）となっており、大体二時間ほどかかっている（安左衛門より新太郎への言継ぎが昼九ツ時というのは誤記と思われる）。また④・⑤へ情報が伝わったのはもっと遅かったようで、④では金右衛門が角五郎から情報をえたのは、昼の九ツ時（正午頃）で、与三郎をへて弥右衛門に言継がれたのが、

夜の四ツ時（一〇時頃）になっていた。また⑤では五郎左衛門に言継がれたのは、午後の八ツ時（二時頃）であった。

言継ぎの伝達強制について見ると、この場合の言継ぎは、あらかじめ江戸屋敷への門訴が前提になっている非法な内容であった。正確に伝えられなくとも、おそらく受け手はそれを期待していたし、事態がそこまで成熟しなければ、門訴の掛けを行なったところで、実行にはいらない。非法な内容であることをだれもが知っていないが、門訴にたいし利害が同じでない人びとの間を言継ぎは伝達されて行く。その場合、言継ぎが止められたり、村役人なり領主なりにもれてしまうことが考えられる。この点については①では八郎兵衛・新八は窪地持ちの百姓ではなかったが、言継ぎを行ない、やはり窪地持ちでない宇兵衛で止まっている。彼らは門訴には参加している。同様な例は④にもある。また⑤の喜右衛門は門訴には参加しなかったが、言継ぎは行なっている。門訴には参加しなくとも、言継ぎを止めることはしないというのは、言継ぎのもつ日常的な伝達強制力がこうした非常の事態のさいにも、発揮された例であろう。泥図子では機能した伝達強制力も、原図子では次第に弱まって行ったのではないかと思われるが、残念ながら、その境界を明らかにすることはできない。

言継ぎの伝達経路の解放性についてははっきりしない。

経験者よりの聞き取りでは、通常誰でもどこからでも発することができるとはならず、出発の家が決まっていた。最初の家は年番で替わっていく場合もあったようである。言継ぎの伝達手段としての性格から見ても、伝達経路の利用は平常はある程度、閉鎖性があるのが当然であろう。一件にあたっては、泥の安左衛門の場合は、辻から安左衛門をあてにして問い合わせに言ったというのは、これにあたるかも知れない。しかし⑤の五郎右衛門の場合の、「近所へ咄し呉候」というのは、言継ぎの伝達経路を日常の手順で利用したのではないような印象を受ける。言継ぎは本来は、伝達経路が一つに定まっておらず、不特定を対象にすることはない。伝達経路が不特定な対象に拡散して行った場合、伝達強制力が低下し、言継ぎの性格は次第に失われて行くといえる。そうした状況での伝達方法が、原図子での「近所へ咄し呉候」ということかも知れない。いずれにせよ非日常の場合、両者が交錯していることはありうるだろう。

いっぽう辻図子では、押し掛け方式による動員が行なわれた。角五郎らは一十五日の朝になって、同志を募って、図子内に参加を求めて回った。与右衛門の口書では、

まだ寝ているところへきて、参加を求めた。与右衛門は最初は断わったが、是非にといわれて「同人と一同組内へ相咄」という。また嘉左衛門・吉兵衛宅には、角五郎・富士之助・清三郎そのほか一同が、「泥にては有増取極り候趣」を話して行った。いっぽう孫三郎・五左衛門・半右衛門らの金納の済んでいたものには、朝はその件を尋ねただけで帰ったが、夜になって、再び大勢で押し掛けて参加を強要した。このさい大勢に加わっていたのは、朝は角五郎・富士之助・清三郎・善兵衛・千代松（惣右衛門伴）・万吉・惣七の七名、夜はこれに源太郎・嘉左衛門・龍太郎（沢吉伴）が入って一〇名であったという。

言継ぎにたいし押し掛け方式は、動員が確実ですばやいことから、一揆では広く用いられている。しかし辻の場合、それだけでない理由があった。泥の場合、悪米願いの期待が広がっていたことを別にすれば、安左衛門はすでに壮年に達しており、言継ぎを出すだけで、図子内をまとめるだけの自信と信望があったので、この伝達方法を利用したのだと思われる。だが若い角五郎らには、言継ぎのような日常的で伝統的な伝達方法で、動員を行なうことは難しかった。そこで同志を募り、大勢で参加を強制したと考えられる。この点について、関係者の年齢を前節で検討し

た以外でわかるだけあげてみると、大勢の参加者では、与右衛門二三歳、惣七二六歳、嘉左衛門二七歳か五五歳（父子どちらが当主だったか判明しない。）で、五日の朝と夜に押し掛けられたものは、五左衛門四八歳、孫三郎五五歳、半右衛門四〇歳か六三歳（同上）となり、年齢差がかなりはつきり出ている。角五郎らは、まず年齢の近い同意をえやすいものたちを結集していったのである。

伝統的な共同結合を背景にした言継ぎによる動員にたいして、辻の場合、同志的な結合が優先されたといえるであろう。

百姓仲間と他組 南加瀬村の門訴の場合、門訴に百姓を結集させる論理として、「百姓仲間」と「当組一同」という主張が強調された。泥図子では、安左衛門が言継ぎを出すにあたって、隣家の新太郎に相談したところ、新太郎は「一同之義ニ候へ、承知」したと答えている。また安左衛門宅での寄合では、「一同不致者は、閤討ニ致し候」（平内口書）とか「一同へ加り不申者は、百姓仲間相外し候」（金蔵口書）などと氣勢をあげていた。辻図子では、一月五日の朝、角五郎らが源五郎に参加を求めたさい、源五郎は「当組一同之義ニ候哉と承り候処、一同之趣」といったので参加した。また孫三郎は、金納が既に済んでいた

ので参加しないと答えたのにたいし、角五郎らに「百姓仲間一同之義、是非可参」と迫られて参加したという。

いっぽう百姓仲間の内容については、泥図子の百姓平内の口書に興味深い記述がある。平内は安左衛門宅の寄合に頭痛を理由に伴を出したが、安左衛門はこれを承知せず、本人を呼び出した。安左衛門は平内が以前に金納でもよいとしていたので、伴では話にならないと主張したのである。これには平内を門訴の重立にしようという狙いもあったようである。平内はやむなく出てきたのであるが、長延寺に行ってみると、藤八・源左衛門らが代理として伴を出していることがわかった。そこで平内は「高持身分にて、自分罷出不申、如何訳ニ候哉」と強硬に主張した。これにたいし安左衛門は兩人はよく承知しており、今晚も一足早くきて相談していると受け合ったので、その場は収まったが、一般に平内が主張したように、当主が出るという理解があったことが認められる。

以上のように、門訴では当組一同と百姓仲間の論理で強制をとめないつつ、動員が行なわれたのであるが、この結果、形成された惣百姓は、一同・仲間の論理とは逆に、かなり異質の要素を含み込まざるをえなかった。門訴には、五一名の百姓が参加したが、なかには窪地百姓でないもの

や、すでに金納を済ましているものが、かなり含まれていたのである。名主の指摘によれば、五一名中、窪地持ちでない百姓は、一四名と全体の二七・五%もいた。また金納を済ましたものは九名、一七・七%で、両者を合わせると、四五・二%とほぼ半分にもおよんだ。一同と仲間の主張は、こうした参加の動機の乏しいものに向けられて使用されていたのである。窪地持ちでないものや、金納済みのものを多くかかえながら、門訴勢を組織するためには、仲間外しの脅しをとまなう参加強制の必要があったが、それは多かれ少なかれ一揆に共通するものであった。門訴一件の場合、それが有効に機能したのは、図子の共同結合が百姓をなお強く規制していたという条件があったためである。

以上のように門訴の結集の論理を把握した場合、門訴の発頭人たちはどのように、これを掌握したかという問題が残る。もう少し具体的にいうと、どのようにして発頭人は、その主張が一同の総意であるという正当性を確保したかという問題である。

一つは、辻図子で行なわれたように、順次参加を呼びかけて、参加者を同道させ、最後は大勢を構成して、直接的に一同・仲間の総意を目に見えるものとして具現させると

いう方向がある。これは一揆の一般のありようであった。一旦、一揆集団が形成されれば、それは集団の威勢によって、正当性と権威を体現する。とはいっても、集団の形成途上では、その権威も充分ではない。この溝を埋めて、一同・仲間の総意をいわば先取りする形で、集団形成を完成するのが、発頭人の役割であるといえるだろう。南加瀬村の場合、発頭人がこの溝を埋める論理として活用したのは、他組（Ⅱ図子）の論理とでもいうべきものであったようである。

門訴の発端でまず、辻の発頭人たちは、泥図子の直訴計画の風聞を聞いて、行動を開始した。いっぽう泥図子では、問い合わせて安左衛門が行動を開始する。翌日になって、安左衛門は辻図子で爪印の連判をしたと聞いて、泥図子でも連判をしようと参加者に奨めた。また辻図子では「どぶにてハ取極り候由」（「金右衛門口書」と、発頭人が参加を呼掛けて歩いた。発頭人がいなかった原図子になると、発頭人の強制もなしに、「泥・辻一同長延寺寄合之由」（「与三郎口書」などという言継ぎが行なわれた。他組（Ⅱ図子）ではすでに、行動を開始したので、自分たちも遅れずに、参加しようという主張は、ここで重要な役割を果たしている。とくに辻と泥の発頭人は、相互に自分たち

の図子、あるいは自分たち発頭人より、他のものが先に進んでいることを強調することで、正当性を確保し、百姓を行動に駆り立てようとしたのである。⁽¹⁶⁾

五 村と図子

図子 村は、図子と称する地区に分かれていた。図子は、ズシと訓んで辻子・途子・厨子とも書いた。中世・近世の都市では、大路と大路を連結する小路、辻、町のことを称した。関東では、荒川・多摩川の下流の村落に名称を見いだすことができるが、この場合は、室町から戦国期にかけて成立した開発単位だったといわれる。

橋樹郡小田村では、ズシの景観は、屋敷や産土社と耕地を、道とその内側に堀を巡らして囲った状況を示しており、道の辻で他のズシとつながっているというものであった。

ここから自立化を目指した在家が、新開地に土地占有を示すために道によって耕地を囲い、堀をめぐるして、その中に住み、やがて分家が多くなり集落を形成して、村の中のムラとして成長したのではないかといわれている。小田村でも、その隣村の渡田村でも、ズシを講中とも呼んで、日侍・庚申・稲荷講、無尽・頼母子などの講や屋根葺・道普請・川浚いなどの結もズシごとにおかれていたが、村の近

世文書には現われることのない生活結合の単位であった。ズシの規模は一八〇戸ほどで、ズシの内部に一〇戸ほどの横町と称する小組が生じる場合もあった。⁽¹⁷⁾ またズシには御厨明神社が勧請されることが多く、荏原郡麴屋村では、それぞれ草分け百姓が明神社を勧請し、同族的な祭りとして祭祀が行なわれ、家父長的な家系のものに管理が掌握されていた。⁽¹⁸⁾

南加瀬村では、図子を「字泥」「字泥図子」と書いてたり、自己の属する図子を「当組」といったりしている。南加瀬村の図子の全貌を明らかにする記録はないが、天保三年（一八三二）の「鶴見川瀬違・洲浚自普請箇所附帳」によれば、村では原・辻・泥（どぶ）・東前・恋地（こいち）の各図子に普請箇所を割り当てている。図1の大正六年（一九一七）測量の二万五千分の地図では、村の中央に原集落が、鶴見川沿いに辻・土腐（どぶ）史料という泥図子、北部の北加瀬村との境の加瀬山の麓に東前・越地（恋地）の集落があり、天保の記録と対応している。いっぽう化政期に編纂された『新編武蔵風土記稿』には、一一の小名をあげている。⁽¹⁹⁾ これを方位記載にしたがって示すと、次のようになる。

東……原・二藤町

東北……山崎

北……金山・恋地・沼

西北……知木・新田

西……榎戸道・矢口・土浮

中央……矢中

原・恋地・土浮（どぶ）は図子名と一致するが、他は一致しない。しかし大正期の地図を見ると、村の東北に山崎という集落があることがわかるから、『新編武蔵風土記稿』のあげた小名は単純に地字ではなく、小集落を意味したようである。山崎が天保三年（一八三二）の鶴見川普請の記録に現れないのは、あるいは山崎だけが、鶴見川と矢上川の水系から離れ、両河川の氾濫の被害を考慮する必要がないので、普請割当を受けないためかも知れない。しかし他の小名はいずれも、鶴見・矢上両川の水系に属すから、もし当時、図子として単位をなしていたならば、当然割当を受けなければならなかった筈で、それが現れないのは、これらの小名が天保期の図子に含まれているためだと考えられる。大正期の地図によれば、土腐（どぶ）と小名として現れない辻は、地理的に明確に分かれるいくつかの小集落からなっていたことが読み取れる。とすると南加瀬村では、『新編武蔵風土記稿』のあげた小名は、最初に述べた

ズシに近く、天保期の図子は、本来のズシが統合された二次的なものとするのが妥当と思われる。ズシが分家などによって成長した場合、ズシ内に横町という小組を発生させることがあったというが、逆にズシが充分発達しなければ、近世にいたって、統合されて二次的な図子として存続することもありえたであろう。南加瀬村の図子はそうしたのではないかと考えられるのである。

村と図子 南加瀬村の図子の規模と共同結合の内容については全貌はわからないが、門訴参加者から、泥図子一六名、辻図子一六名については帰属が確認できる。両図子は全構成員が門訴に動員されたと見られるから、帰属不明のものから若干加わるとしても、二〇戸前後の規模であったのではないかと推定される。その共同結合については、自普請の割当単位としての機能をもち、平常は図子ごとに言継ぎで連絡が行なわれる連鎖組織をもっていた。皆済状をみると、村には定使給米二俵が支給されており、村役人は言継ぎに頼るだけではなく、定使いに一戸ずつまわって伝達事項を触れさせることもできたが、図子内の連絡は言継ぎが日常的に使用されたのであろう。門訴では、図子ごとの触次で動員が行なわれ、図子ごとに議定連判状を作成しており、図子の百姓結合が基盤になって門訴勢が組織され

たことがわかる。

村と図子の関係については、明和四年（一七六七）の年貢規定が興味深い事実を伝えている。それまで南加瀬村では、「御年貢之儀、名主・組頭六人にて、組切ニ取」ってきたのであるが、年貢米紛失をめぐる村方騒動が起きたため、領主の裁定により、この年より村高を均等に三組に分けて、名主・年寄各一名で年貢を徴収することにした。明和四年（一七六七）までの年貢徴収が「組切」であったという場合、その「組」はやはり図子と関係していると思われるべきだろう。そこで名主・組頭が六人で組切りに年貢を徴収したとすれば、各一名の担当で六組の年貢組があったと考えることもできるが、この場合、南加瀬村の図子は、原・泥・辻・東前・恋地の確認されているものに、山崎を加えると六図子となり照応する。単純な照応から考えるのは危険であるが、それにしても、この時期で七〇〇石程度の村に名主三名・年寄三名の六人の村役人はいかにも多く、村が多分に図子と密接に関連した「組」の連合体としての性格を強く帯び、村役人はその代表として村にかかわったためであると考えるのが最も妥当なのではないかと思われる。

明和四年（一七六七）には、これが再編成されて、三つ

の組となり、各一名ずつ名主・年寄がおかれ、それぞれに年貢徴収の責任を負うことになった。同年の「為取替名主組頭六人連印証文写」によれば、①村高を「三ツ割持」とした上は、万事対談して手抜きなく支配する、②役人仲間と御屋敷へ願ひ事があれば罷出る、③御公用並びに御屋敷への願ひ事は名主・年寄一体の相談の上にする、④村中の田畑の流地は切り畝歩とはせず、高譲り渡のさいは名主・年寄立会い一同印形をする、④御捉飼の回状は月番が受けるが、村の難儀にならないよう他の役人にも知らせる、⑤五節句の礼日は惣百姓は、まず名主・役人方へ勤めて、その後は、百姓仲間と自由で礼儀をする、⑥村中の縁談・養子跡式や嫁貰い、他所への取り組みはその支配の名主へ知らせる、⑦各組の年々の高の増減は五か年平均とするが、二、三〇石は格別とし、それ以上は割合う、となつてゐる。⑤・⑥で領主側が三組にある程度共同性もあたえようとしたことが認められる。しかし三つ割持ちはうまく機能しなかったようで、明和七年（一七七〇）には二組に編成され直された。その後の組の推移は直接わからないが、南加瀬村では、文化期まで、名主二人に組頭二、四人の体制が続いた。

しかし文化期以降は、名主が一人となり、文政一〇年（一

八二七)になると名主・組頭・百姓代各一名に減少し、天保三年(一八三二)にいたった。辻の三名の百姓が、名主の役宅へ金納年貢を納めに行く途中で、止められたことから、門訴一件が開始されていることでも明らかのように、この時期、各組は組頭が年貢を取りまとめるという年貢組の機能はもって、年貢は名主のもとに直接集められたようである。この時期の年貢以外の宗門人別帳や下付米の連印帳などを見ても、とくに組や図子ごとの記載は見いだすことができない。組やこれをささえていたと見られる図子の機能は、この時期になると年貢徴収など村支配の面では認められず、自普請など村内部の共同機能に限られるようになったのである。こうした動向を大きな視点から見ると、

村の行政機能が、近代社会に向けて共同機能から次第に分離していく過程にあったとみなすこともできよう。この過程で、村役人の役割が行政面へ傾き、百姓の共同結合から離れ始めたことが、村役人が図子を媒介に小前百姓の願いを汲み取って、訴願運動に集約して行くことを難しくし、門訴に結果したのではなからうか。図子の側からいえば、年貢組などの支配組織としての側面が希薄となり、百姓の日常結合の場としての意味合いが強まったことが、門訴にあたって百姓が図子ごとの結集をはかるのに有利な条件とな

っていたといえる。もちろん行政機能が共同機能から分離して行くといっても、その道筋は直線的ではなく、共同体の側から執拗な抵抗があったことが予想される。南加瀬村でも、天保四年(一八三三)には名主一名、組頭二名、百姓代二名、天保一四年(一八四三)には名主一名と組頭五名となり、この間、組頭的大幅な増員が行なわれたことがわかる。門訴が示した村の亀裂を埋めることが、増員の目的であったのではないかと考えられるのである。

まとめ

以上、天保三年(一八三二)の南加瀬村の門訴一件をめぐって、門訴勢がどのような村落の社会結合を媒介にして形成されたか検討してきた。個別の問題については、それぞれのところで述べてきたし、その一つひとつをとりあげて、位置づけをすることには、それほど意味はない。ここでは門訴一件の分析を通じて、一貫して底流となっている社会結合の二つのあり方について指摘して、終わりたい。

その一つは、言継ぎから図子へと広がる社会結合のあり方である。もう一つは風呂立てから押し掛けへと展開した社会結合のあり方であった。前者を伝統的で共同体的なものとする、後者は同志的な結合原理であったということ

ができる。両者は相互に排除しあうのではない。後者は伝統的な共同体結合のなから、成長してくる性格のものであり、これと補完・競合・相剋といった関係を重層的にはらむものであった。例えば、一八世紀後半より展開した若者組などが、村の共同性を維持する役割をもちつつ、その枠組みからはみ出してくるという現象も、こうした文脈でとらえることができる代表的事例ではないかと考える。二つの社会結合のありようは、天保期に突然現われたのも、急速に進んだのでもない。一八世紀以降の村落社会の長い変容の過程なのである。この点では、村と図子の関係に現われるように、村の共同機能がこの時期、そのなかから行政的機能を分離させ、図子から離れていくという傾向と、底流では一致した動きだといえる。⁽²⁰⁾

村共同体の内部における以上のような動向が、一八世紀以降の地域秩序の再編を生み出した基底にある点を見落としてはならないだろう。⁽²¹⁾

注

- (1) 以下、とくに注記しない限り、川崎市南加瀬・深瀬家文書（川崎市市民ミュージアム現蔵）によった。
- (2) 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』（青木書店、一九七四年）、深谷克己『百姓一揆の歴史的構造』（校倉書房、

一九七九年）がその代表的成果。

- (3) 安丸良夫「困民党の意識過程」（『思想』七二六号、一九八四年）、深谷克己「日本近世の相剋と重層」（同上）。

- (4) (3)の安丸・深谷の両論文では、いずれもこの点の解明の重要さを訴えながら、史料の欠如から、分析の困難なことを指摘している。また山田忠雄『一揆打毀しの運動構造』（校倉書房、一九八四年）は、一揆の運動論に取り組んだ仕事で、本稿でも学ぶところが多かったが、組織論は未開拓な分野とされている。個別の一揆では、斉藤純「加茂の騒立ち」（『豊田市史』二巻、一九八二）が、天保七年（一八二二）の三河加茂一揆の組織過程を明らかにし、木挽仲間と若者衆が発頭であったことを指摘しており、一揆の組織過程がわかるきわめて興味深い事例を提供している。民衆運動史のこの分野で、近年、最も優れた成果をあげたのは、藪田貫「国訴の構造」（『日本史研究』二七六号、一九八五年）以下の国訴研究であるが、村内部の問題については明らかではない。

- (5) 『川崎市史』資料編2 近世、二二二―二三号文書。

- (6) 「」内は、史料表現である。以下、史料から抽出した用語は、煩雑さをさけるため、初出のみ「」で示すにとどめる。

- (7) 『新編武蔵風土記稿』巻の六五、橘樹郡の八。

- (8) 木村礎校訂『旧高田領取調帳』関東編（近藤出版、一九六九年）。

(9) 以下、史料は天保三年一月「窪地百姓五拾人御門訴いたし候ニ付被召出御吟味中書付之写其外新五郎次込訴書面共控御裁許御請書控」によった。

(10) 以下、門訴の形成過程や社会結合については、G・ルフ・エーヴル『革命的群衆』(二宮宏之訳、創文社、一九八二年)に学ぶ点が多かった。

(11) 『蓮田文化叢書』(四三三号、一九七二年)。

(13) 長塚節『土』(新潮文庫版) 一一―一三頁。

(13) 門訴を行なったのは五一名であったが、表2には、関係者が五五名あがっている。一名は門訴にでなかったから、三名多いことになる。史料によって、伴の名前と当主の名前で記載されることがあり、重複しているものがあるのではないかと考えられる。

(14) 福田アジオ『日本村落の民俗的構造』(弘文堂、一九八二年) 九九―一〇二頁。

(15) 以下、聞き取りについては茨城県竜ヶ崎市について渡辺公雄氏、島根県飯石郡赤来町について吉川顯麿氏から御教授をえた。

(16) 同様の例が、加茂一揆にも見られる。この点は従来、「扇動」(斉藤純、前掲)としてしか理解されなかった。しかし、こうした主張は、他人まかせの正当性という消極的な側面を含むにせよ、二つの点で、見過せない重要性がある。一つは、孤立分散的な性格を本質とする近世百姓存在にあって、こうした「他」への依存は基本的なものであること。

一つは、いっぽうで「他」者比較は百姓の視野の広がりを示し、ナショナルな百姓意識への一階梯となる積極的な側面をもつことである(深谷克己、前掲)。

(17) 竹内清「ズシ」について(日本地名研究所編『地名と風土』5、三省堂、一九八六年)。

(18) 三輪修三「ズシ」と村(日本地名研究所編『地名と風土』6、一九八三年)。

(19) 『新編武蔵風土記稿』(前掲)。

(20) 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』(岩波書店、一九八三年) 二〇七―二一四頁では、サークルの形成という形式で、共同体的結合関係から、新たな社会的結合関係が成長することが指摘されている。

(21) 戴田貫「近世後期の民衆運動と地域社会・国家」(『日本史研究』三〇七号、一九八八年)は、民衆運動に現われた惣代の委任関係から近世後期の地域社会と国家を展望した優れた仕事であるが、本稿でみた民衆の日常的な社会結合の変容については、充分視野に入っているとは言えない。近世後期の地域論を検討する場合、避けることのできない課題の一つであると考ええる。

付記 本稿は、川崎市史編纂にともなう史料収集に負うところが大きい。市史編纂委員会近世部会において、御指導いただいた村上直先生に深謝の意を表わしたい。